



令和 8 年度保育施設等利用案内

令和 8 年 4 月 1 日付から令和 9 年 3 月 16 日付までに利用開始となる申込みのご案内です。
内容をよくご確認のうえお申込みください。

● 申込先

- 第 1 希望の保育施設等が所在する区役所保育給付課（青葉区の宮城総合支所管内に所在する保育施設等の場合は、宮城総合支所保健福祉課。以下「区役所保育給付課等」という。）
※ 住所・連絡先については、23 ページ参照

● 申込期間 ※厳守

【令和 8 年 4 月 1 日付利用開始の申込期間】

○ 1 次申込期間

令和 7 年 1 1 月 4 日（火）から 令和 7 年 1 2 月 3 日（水） 1 7 時 まで

○ 2 次申込期間

令和 7 年 1 2 月 4 日（木）から 令和 8 年 2 月 2 日（月） 1 7 時 まで

（2 次申込分については、例年、各施設 0 人～若干名の受け入れとなります）

（1 次申込期間に申込みをされ、待機になった方と一緒に選考します）

【年度途中から利用開始の申込締切日】

※ 3 ページをご覧ください。

- ※ 申込締切日までに書類が不足している場合は受付できません。また、締切日の直前は非常に混み合いますので、日にちに余裕をもってお申込みください。
- ※ 希望保育施設等の変更がある場合は、申込みした区役所保育給付課等へ申込締切日までにご連絡ください（電話での変更ができます）。
- ※ 一度申込みを行えば、令和 8 年度中（令和 9 年 3 月 16 日付入所分まで）の利用開始に対して有効となります。
- ※ 仙台市に転入予定の方について、お申込み時点で仙台市外に居住されている場合も申込みは可能ですが、保育施設等の利用開始日までに仙台市に居住する（仙台市にお子さんと保護者の住民票があることを原則とします）必要があります。
- ※ 保育施設等の利用申込みにあたっては、24 ページに記載されている注意事項への同意が必要です。お申込みの前に、必ず内容をご確認ください。

● 申込説明動画

★★ 利用申込に関する説明動画をホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください ★★
<https://www.city.sendai.jp/nintechosa/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/hoikujo/annai/hoikushisetsu.html>

- ・説明動画その 1 【概要説明編】
- ・説明動画その 2 【提出書類編】
- ・説明動画その 3 【記入の注意事項編】
- ・説明動画その 4 【よくある質問編】



目 次

1. 申込み前のチェックリスト.....	2 -
2. 申込手続きについて.....	3 -
3. 令和8年度入所に向けたお知らせ.....	4 -
4. 申込みから入園までのながれ.....	4 -
5. 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書の書き方.....	7 -
6. 申込時の注意事項について.....	8 -
7. 申込みの対象となる保育施設等.....	10 -
8. 多様な保育サービス.....	12 -
9. 教育・保育給付認定等について.....	13 -
10. 保育施設等での生活について.....	14 -
11. 申込みに必要な書類.....	14 -
12. 利用保育施設等の調整（利用調整）における優先基準.....	16 -
13. 保育施設等の退所について.....	19 -
14. 利用者負担額（保育料や食材料費、延長保育料）.....	20 -
15. よくあるご質問.....	21 -
16. お問い合わせ先.....	23 -
17. 注意事項確認票.....	24 -

1. 申込み前のチェックリスト

保育施設等の利用申込みにあたっての共通チェック項目は、次のとおりです。申込み前にご活用ください。なお、ご家庭の状況により、必要な手続や提出書類が異なる場合がありますので、本利用案内や仙台市ホームページをご確認ください。

（１）事前確認

- ☐ 「4. 申込みから入園までのながれ」（4～6 ページ）を確認した
- ☐ 「6. 申込時の注意事項について（１）申込要件」（8 ページ）を確認した
- ☐ 「7. 申込みの対象となる保育施設等（１）申込対象保育施設等」（10 ページ）を確認した
- ☐ 「17. 注意事項確認票」（24 ページ）の内容を十分によく確認し、同意した

（２）提出書類

- ☐ 「11. 申込みに必要な書類」を確認し、書類を用意した
- ※ 申込みに必要な書類については、14～15 ページの他、別紙「教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書」（3・4 ページ）を併せてご確認ください。
- ☐ 証明日が利用開始希望日から6か月以内の書類を用意した
- ※ 居宅訪問型保育事業については、お申込先や必要書類が異なります。詳細は仙台市ホームページをご確認ください。
<https://www.city.sendai.jp/kodomo-kankyosebi/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/hoikujo/kyotaku/kyotakuhoumonngata.html>



（３）提出にあたって

- ☐ 提出先（第1希望の保育施設等が所在する区役所保育給付課等）を確認した
- ☐ 申込締切日（1 ページ、3 ページ）を確認した
- ☐ 提出書類の写しをとった（育児休業給付金等の申請時に必要な場合がありますので、提出前にご自身で写しをお取りください。）

★★『仙台市手続きガイド』では、質問に答えることで必要書類を確認できます。

ぜひご活用ください★★

<https://www.city.sendai.jp/system/shise/navi.html>



2. 申込手続きについて

(1) 申込締切日早見表（年度途中から利用の場合）

- 各月 1 日付利用開始の場合（4 月 1 日を除く）・・・ 前月の 5 日まで
- 各月 16 日付利用開始の場合・・・・・・ 前月の 20 日まで
- ※ 土日祝日等の場合は前開庁日が申込締切日となります。
- ※ 各申込締切日の 17 時までの受付となります。
- ※ 4 月 1 日付利用開始の申込期間については、1 ページをご覧ください。

	1 日付	16 日付
4 月	—	令和 8 年 3 月 19 日（木）
5 月	令和 8 年 4 月 3 日（金）	令和 8 年 4 月 20 日（月）
6 月	令和 8 年 5 月 1 日（金）	令和 8 年 5 月 20 日（水）
7 月	令和 8 年 6 月 5 日（金）	令和 8 年 6 月 19 日（金）
8 月	令和 8 年 7 月 3 日（金）	令和 8 年 7 月 17 日（金）
9 月	令和 8 年 8 月 5 日（水）	令和 8 年 8 月 20 日（木）
10 月	令和 8 年 9 月 4 日（金）	令和 8 年 9 月 18 日（金）
11 月	令和 8 年 10 月 5 日（月）	令和 8 年 10 月 20 日（火）
12 月	令和 8 年 11 月 5 日（木）	令和 8 年 11 月 20 日（金）
1 月	令和 8 年 12 月 4 日（金）	令和 8 年 12 月 18 日（金）
2 月	令和 9 年 1 月 5 日（火）	令和 9 年 1 月 20 日（水）
3 月	令和 9 年 2 月 5 日（金）	令和 9 年 2 月 19 日（金）

※ 保護者以外が来庁しお申込みした場合、保護者へ電話確認することがあります。

(2) 郵送受付について

以下についてご確認、ご了承のうえ、郵送での申込みをご利用ください。

【 注意事項 】

- ・ 提出先住所や連絡先については、23 ページをご覧ください。
- ・ 申込締切日必着です。申込締切日までに提出書類が整わない場合、利用調整の対象とならない、又は利用調整で不利になります。
- ・ 記載事項の訂正や不足書類の提出が必要となる際は、書類の用意に時間を要する場合がありますので、申込締切日 1 週間前を目安として余裕をもったお申込みをお願いします。
- ・ 提出書類の内容確認等のため、必要に応じて、来庁をお願いする場合があります。
- ・ 郵送事故については責任を負いかねますので、配達証明等のご利用を推奨します。

(3) 電子申請について

マイナポータル（ぴったリサービス）を利用した電子申請を受付しております。

詳細は仙台市ホームページからご確認ください。

<https://www.city.sendai.jp/nintechosa/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/hoikujo/annai/denshishinsei.html>



3. 令和8年度入所に向けたお知らせ

令和8年度入所に向けて、昨年度から以下の点が変更となりました。お申込み前にご確認いただきますようお願いいたします。

(1) 保育を必要とすることの証明書について（自営業の方向け）

就労を事由に自営業の方が保育施設等のお申込みをする場合、事業の実態がわかる書類の添付が必要となりました。「保育を必要とすることの申告書（証明書）」と併せてご提出ください。

① 事業主（アとイいずれも必要）

ア. 保育を必要とすることの申告書（証明書）

イ. 自ら営業を営んでいることを証明する書類（以下いずれかの書類の写し）

a. 開業している場合

直近3か月分の事業収入が確認できる帳簿（収支内訳書等）、利用開始希望日から6か月以内の請求書・納品書・請負契約書など、事業の実態が客観的に確認できる書類

※ 開業から3か月以内の場合は、個人事業の開業届や営業許可書（証）等でも可。

b. 開業予定の場合

店舗の賃貸借契約書、取引先との請負契約書等、開業予定であることを証明する書類

② 専従者

・上記ア及びイの他、以下いずれかの書類の写し

・事業主の直近の確定申告書（第二表）、青色事業専従者給与に関する届出書、事業主からの申立書など、専従者として従事していることを証明する書類

※ 上記イの書類により、専従者として従事していることが確認できる場合は不要。

(2) 利用調整基準における調整指数について

多胎児世帯の支援を図るために、申込児童が多胎児である場合に、調整指数（2点）を適用します。

4. 申込みから入園までのながれ

(1) 4月1日付利用開始の場合

区役所保育給付課等の窓口において、申込みに関する説明をします。原則、希望する保育施設等へのお問い合わせや見学等も事前に行ってください。

申込書類 の提出

【1次申込期間】 11月4日（火）～ 12月3日（水）17時まで

【2次申込期間】 12月4日（木）～ 2月2日（月）17時まで

※ 締切厳守

申込締切日までに第1希望の保育施設等が所在する区役所保育給付課等の窓口（または郵送・オンライン）で申請してください。書類に不備があると受付できませんので、お早めにお申込みください。

※ 保育を必要とすることを証明する書類については、証明日（記入日）が令和7年10月以降の書類のみ受付します。

利用調整

【1次利用調整】 1月上旬

【2次利用調整】 2月中旬

利用できる人数よりも申込者数が上回る場合は、保育を必要とする程度の高い方を優先に調整します。2次利用調整では、1次利用調整後の残枠等、若干名の受入となります。

※ 一度の利用調整でご案内可能な保育施設等は一施設のみです。

面接の
お知らせ
(利用案内)
または
待機通知

【1次利用調整】 1月15日(木)頃発送

(ご自宅到着は1月19日(月)頃、郵便状況により前後します)

※ 1月20日(火)を過ぎても通知が届かない場合はご連絡ください。

【2次利用調整】 2月19日(木)頃発送

(ご自宅到着は2月24日(火)頃、郵便状況により前後します)

※ 2月25日(水)を過ぎても通知が届かない場合はご連絡ください。

＜ご希望の保育施設等に利用が見込まれる場合＞

面接のお知らせと教育・保育給付認定決定通知書※1を発送します。

＜ご希望の保育施設等に利用が見込まれない場合＞

待機通知と教育・保育給付認定決定通知書※1を発送します。

1次利用調整で待機となった場合は2次利用調整の対象となります。(再申込不要)

また、2次利用調整で待機となった方を対象として、3月上旬に、1次・2次利用調整の辞退等で生じた枠等を使用し、2次追加利用調整を行います。希望施設を変更する場合は、区役所保育給付課等へご連絡ください(3月3日(火)締切)。保育施設等の利用が見込まれる場合は、3月上旬頃個別にお電話でご連絡します。(再申込不要)

※1 教育・保育給付認定決定通知書は、認定を受けていない方または認定を受けているが期間や事由に変更のある方にお送りします(転入予定での申込みの場合は、転入確認後になります)。なお、この通知書は、保育施設等の利用の可否を決定するものではありません。

面接

【1次利用調整】

1月22日(木)～1月30日(金)頃

【2次利用調整】

2月25日(水)～2月27日(金)頃

面接は、原則、利用が見込まれる保育施設等にて行います。お子様の発達・健康状況や日常等についてお話を伺うため、お子様と保護者様とで出席してください。

※ 面接の時点では利用の可否は未定です。

受入れが困難な場合

区役所保育給付課等より各機関への相談をすすめる場合があります。
(※22ページQ&AのQ16参照)

利用調整
結果通知

【1次利用調整】 2月5日(木)頃発送

【2次利用調整】 3月6日(金)頃発送

面接結果を通知します。

※ 小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業(地域枠)・居宅訪問型保育事業・認定こども園(保育所部分)に内定された方は、この通知を保育施設等に提出し利用の契約を行ってください。

説明会

● 3月

内定保育施設等において、説明会を開催します。

※ 説明会の日程等は、利用調整結果通知に同封、または保育施設等よりご案内します。

入園

● 4月1日(水)

利用者負担額(保育料)のお知らせについては、小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業(地域枠)・居宅訪問型保育事業・認定こども園(保育所部分)は3月下旬、保育所は4月中旬に発送します。※ 各保育施設等あてに発送します。

【注意事項】

- 希望保育施設等の変更や申込内容(家庭状況等)に変更がある場合、申込みを取り下げの場合は、直ちに区役所保育給付課等にご連絡ください。
- 利用調整後、申込内容と実際の家庭状況等に相違があることが判明した場合は、内定が取り消しとなる場合があります。
- スケジュール等に変更が生じた場合は仙台市ホームページにてお知らせします(アクセスは表紙二次元コードから)。
- 居宅訪問型保育事業は仙台市ホームページをご確認ください(アクセスは2ページ二次元コードから)。

(2) 4月16日付以降の利用開始の場合（年度途中）

区役所保育給付課等の窓口において、申込みに関する説明をします。原則、希望する保育施設等へのお問い合わせや見学等も事前に行ってください。

申込書類 の提出

- 各月1日付利用開始 ⇒ 前月の5日まで
- 各月16日付利用開始 ⇒ 前月の20日まで

※ 土日祝日等の場合は前開庁日
※ 締切厳守

申込締切日までに第1希望の保育施設等が所在する区役所保育給付課等の窓口（または郵送・オンライン）で申請してください。書類に不備があると受付できませんので、お早めにお申込みください。

※ 保育を必要とすることを証明する書類については、利用開始希望日から6か月以内の証明日（記入日）の書類のみ受付します。

認定審査

保育を必要とする認定を受けた方に対し、教育・保育給付認定決定通知書※1を発送します。
なお、認定の内容は保育施設等の利用の可否とは関係ありません。

※1 教育・保育給付認定決定通知書は、認定を受けていない方または認定を受けているが期間や事由に変更のある方にお送りします（転入予定での申込みの場合は、転入確認後になります）。

利用調整

利用できる人数よりも申込者数が上回る場合は、保育を必要とする程度の高い方を優先に調整します。
※ 一度の利用調整でご案内可能な保育施設等は一施設のみです。

面接のお知らせ（利用案内）

調整の結果、保育施設等を利用できることが見込まれる方には、利用開始日の1～2週間前頃までにお電話でご連絡します。

待機通知

初回の利用調整のみ、利用が見込まれない方に待機通知を送付します。次回以降は待機通知は送付しません。利用開始希望日以外の日付の待機通知が必要な場合は、申込みを行った区役所保育給付課等の窓口へ待機通知の交付申請書を提出または電子申請してください。

URL : <https://logoform.jp/f/7qrLp>



面接

面接は、原則、利用が見込まれる保育施設等にて行います。お子様の発達・健康状況や日常等についてお話を伺うため、お子様と保護者様とで出席してください。
※ 面接の時点では利用の可否は未定です。

受入れが困難な場合

区役所保育給付課等より各機関への相談をすすめる場合があります。
（※22 ページQ & AのQ16 参照）

利用調整 結果通知

● 利用開始日の前日頃

面接結果を通知します。

※ 小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業（地域枠）・居宅訪問型保育事業・認定こども園（保育所部分）に内定された方は、この通知を保育施設等に提出し利用の契約を行ってください。

入園

● 各月1日付または16日付

※ 利用開始希望日に、受入枠がない等により利用できなかった方は、希望保育施設等に空きが生じた際に利用調整を行います。そのため、同年度中に申込書類を改めて提出していただく必要はありません。

【注意事項】

- ・希望保育施設等の変更や申込内容（家庭状況等）に変更がある場合、申込みを取り下げの場合は、直ちに区役所保育給付課等にご連絡ください。
- ・家庭状況等の変更に伴い、保育の必要性の事由が変更になった場合は、保育を必要とすることを証明する書類が提出されるまで、利用調整の対象とならないことがあります。
- ・保育を必要とすることを証明する書類は、申込締切日までに必ずご提出ください。証明書類が提出された後の申込締切日での利用調整から、変更後の指数等で利用調整を行いますのでご注意ください。
- ・利用調整後、申込内容と実際の家庭状況等に相違があることが判明した場合は、内定が取り消しとなる場合があります。
- ・居宅訪問型保育事業は仙台市ホームページをご確認ください（アクセスは2ページ二次元コードから）。

- 7 -

6. 申込時の注意事項について

(1) 申込要件

次の枠内の要件を満たす場合に申込みができます。

- お子さんと保護者が保育施設等の利用開始日時点において仙台市に住んでいること（仙台市に住民票があることを原則とします）。
- お子さんの保護者が保育の必要性の事由に該当すること（※13 ページ参照）。

※ 受入可能月齢・年齢は保育施設等によって異なりますので、「令和8年度仙台市保育利用対象施設等一覧」でご確認のうえ、お申込みください。

※ この利用案内において「父母」と記載している箇所は、父母以外の方が保護者である場合は「保護者」と読み替えて取り扱います。

(2) 申込内容に変更があった場合

保育施設等利用申込書や添付書類の内容（住所、就労・家庭状況等）に変更があった場合は、直ちに申込みをした区役所保育給付課等までご連絡ください。利用調整後、申込内容と実際の保育を必要とする状況等に相違があることが判明した場合には、利用内定等が取り消しとなる場合があります。

また、申込みを取り下げる場合や希望保育施設等を変更する場合も必ずご連絡ください。

(3) 利用案内後に辞退する場合

やむを得ず辞退する場合には、利用案内があった保育施設等のある区役所保育給付課等に、直ちにご連絡ください。速やかなご連絡により、利用を希望される他の申込者を案内することが可能となります。

なお、辞退された場合は、今年度中の利用調整における利用の優先度が低くなりますので、確実に利用できる保育施設等のみを希望してください（優先度については19 ページ参照）。

(4) 保育施設等利用調整に係る申立書について

利用調整の結果、利用待機となった場合に育児休業の延長が可能であり、利用調整における指数を下げることを許容できる場合に提出いただく申立書です。

利用調整において指数を下げた場合でも、希望保育施設等へ案内する場合があります。

指数を下げる希望期間が年度をまたぐ場合は、年度ごとにこの申立書の提出が必要です。

なお、育児休業期間及び育児休業給付金等の支給期間延長に関する手続きについては、就労先や公共職業安定所（ハローワーク）等へご確認ください。これらについて、仙台市では一切責任を負いません。また、申込締切日までに利用申込みがない場合、待機通知は発行されません。

(5) 保育施設等利用申込書の写しについて

育児休業給付金等の支給対象期間の延長の際には、保育施設等利用申込書の写しが必要となるため、提出前に写しをお取りください。手続きの詳細は公共職業安定所（ハローワーク）等にご確認ください。

(6) 兄弟姉妹が同時に利用申込みをする場合について

兄弟姉妹が同時に保育施設等の利用申込みをする場合、利用調整の結果によって兄弟姉妹のうち一人だけ利用可能となる場合や、別々の施設であれば同時利用が可能な場合があります。次ページに記載の4つの条件から、ご希望の入所条件を選択していただきます。

① 同時同所 ⇒ 同時に同じ施設を利用できる場合のみ案内します。

※ 兄弟姉妹のうち一人でも異なる施設を希望する児童がいる場合は選択できません。

【案内状況】

	①A保育園	②B保育園	③C保育園
(兄) 3歳	○	×	○
(弟) 1歳	×	○	○

⇒ 兄弟ともにC保育園へ案内します

【案内状況】

	①A保育園	②B保育園	③C保育園
(兄) 3歳	○	×	○
(弟) 1歳	×	○	×

⇒ 兄弟とも案内とならず、待機となります

② 別時同所 ⇒ 時期は別でも同じ施設に案内します。

同時に同じ施設へ案内できる場合は、その施設に案内します。

一人でも案内できる施設がある場合は、その児童のみ案内します。

※ 兄弟姉妹のうち一人でも異なる施設を希望する児童がいる場合は選択できません。

※ 申込み時に、兄弟姉妹が異なる施設へ案内可能な場合の希望を選択していただきます。

【案内状況】

	①A保育園	②B保育園	③C保育園
(姉) 3歳	×	×	×
(妹) 1歳	×	○	×

⇒ 姉は案内できないため、妹のみB保育園へ案内します。以降、姉は妹のB保育園へ案内できるまで待機となります（A保育園やC保育園に受入枠が生じて、入所案内はしません）。
上記のケースでは、優先する児童が姉の場合でも、妹のみを先に案内します。

【案内状況】

	①A保育園	②B保育園	③C保育園
(姉) 3歳	○	×	×
(妹) 1歳	×	○	×

⇒ 申込み時に選択した希望に沿って案内します
a) 姉を優先 → 姉のみA保育園へ案内
妹を優先 → 妹のみB保育園へ案内
b) 希望順位が高い施設の児童を優先
→ 姉のみA保育園へ案内

③ 同時別所 ⇒ 同時に案内できる場合は、施設が別でも案内します。

同時に案内できない場合は、待機となります。

※ 申込み時に、案内可能な施設が複数ある場合の希望を選択していただきます。

【案内状況】

	①A保育園	②B保育園	③C保育園
(兄) 3歳	×	×	×
(妹) 1歳	×	○	×

⇒ 兄は案内できないため、兄妹とも案内とならず、待機となります

【案内状況】

	①A保育園	②B保育園	③C保育園
(兄) 3歳	×	○	○
(妹) 1歳	○	×	○

⇒ 申込み時に選択した希望に沿って案内します
a) 別施設でも希望順位が高い施設希望
→ 兄はB保育園、妹はA保育園へ案内
b) 同じ施設の入所を優先
→ 兄妹ともにC保育園へ案内

④ 別時別所 ⇒ 施設が別でも案内します。

一人でも案内できる児童がいる場合は、その児童のみ案内します。

※ 申込み時に、案内可能な施設が複数ある場合の希望を選択していただきます。

【案内状況】

	①A保育園	②B保育園	③C保育園
(姉) 3歳	×	×	×
(弟) 1歳	×	○	×

⇒ 姉は案内できないため、弟のみB保育園へ案内します

【案内状況】

	①A保育園	②B保育園	③C保育園
(姉) 3歳	×	○	○
(弟) 1歳	○	×	○

⇒ 申込み時に選択した希望に沿って案内します
a) 別施設でも希望順位が高い施設希望
→ 姉はB保育園、弟はA保育園へ案内
b) 同じ施設の入所を優先
→ 姉弟ともにC保育園へ案内

7. 申込みの対象となる保育施設等

(1) 申込対象保育施設等

申込みの対象となるのは、次ページの表の①～⑥の保育施設等（預かり保育と認定こども園の幼稚園部分（1号認定）を除く）になります。

- ※ 各保育施設等の詳細については、「令和8年度仙台市保育利用対象施設等一覧」や仙台市ホームページに掲載している「保育施設等の概要」をご覧ください。

<https://www.city.sendai.jp/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/azukeru/teki/index.html>



- ※ 保育施設等の見学については、直接、各保育施設等にご相談ください。なお、家庭的保育事業及び小規模保育事業C型（以下「家庭的保育事業等」という。）については、所在する区の区役所保育給付課等にお問い合わせください。

- ※ 仙台市ホームページでは、保育施設等の空き状況を掲載しています（アクセスは表紙二次元コードから）。

また、「仙台データダッシュボード（仙台市サイト）」では、空き枠情報を反映した保育施設等の地図を掲載しています。右記二次元コードからご覧ください。なお、令和8年度入所向けの空き状況は、令和7年11月以降に掲載予定です。

<https://data.city.sendai.jp/#sec03>



(2) 地域型保育事業等の3歳卒園後について

保育施設等のうち、地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業（地域枠））は、児童が満3歳の誕生日を経過する年度末まで利用することができます。卒園後も引き続き保育サービスの利用を希望される場合、主に以下の方法があります。

居宅訪問型保育事業については、事業の性質上、児童が満3歳の誕生日を経過する年度末以後も引き続き集団保育が困難であれば、継続利用が可能です。

保育所・認定こども園（保育所部分）の利用

卒園後に保育所・認定こども園（保育所部分）の利用を希望する場合は、第1希望の保育施設等が所在する区の区役所保育給付課等にて、改めて新規申込みが必要です。また、保育所・認定こども園（保育所部分）の**利用調整時に、優先度を上げています**（調整指数を10点加点。詳細は18ページ参照）。なお、連携施設の優先利用や上記加点により、多くのお子さんが卒園後も希望する保育施設等を利用できています（**昨年度の移行率は97.6%**）。

- ※ ご希望の保育施設等の利用可能枠が少ない場合は、優先度を上げて利用できない場合がありますので、できるだけ多くの保育施設等をお申込みいただくことをご検討ください。

● 連携施設の設定について

地域型保育事業のなかには、卒園後、ご希望により優先的に利用できる連携施設を設定している施設があります。連携施設を設定している施設は「卒園後の受け入れに関する連携施設のある地域型保育事業者の一覧」または仙台市ホームページでご確認ください。

- ※ 保育所・認定こども園（保育所部分）が連携施設となっている場合、受入可能数により、利用の調整を行う場合があります。

- ※ 連携施設における優先利用枠については、4月1日付利用開始の1次利用調整のみ利用可能です。2次利用調整以降の利用調整や特別支援保育については利用できません。

預かり保育を実施している幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の利用

市内のすべての私立幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）では、施設により実施時間などは異なりますが、普段の教育時間の前後や長期休業となる夏休み期間などに、保育施設等と同程度の保育サービスを提供する「預かり保育」を実施しているため、幼稚園教育と同時に、保育サービスの提供も受けられます。

- ※ ご希望の幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）へ直接の申込みとなります。

(3) 保育施設等の種類

	対象年齢（クラス）						利用者負担額 （保育料） ※①から⑥の詳細は20ページをご覧ください
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
①保育所 保護者の就労等で保育が必要な児童を対象に、健やかに生活できる環境と教育を提供する児童福祉施設です。	概ね生後4か月から（施設により多少異なります）。 ※3歳未満児のみを対象とする保育所もあります。						保護者の市町村民税額等に応じて決まります（3歳以上児は無償です）。
②小規模保育事業 比較的小規模な環境（定員6～19人）で、きめ細かな保育を行います。保育従事者の全員が有資格者のA型と、2/3以上が有資格者のB型があります。	対象年齢は施設ごとに異なります。						保護者の市町村民税額等に応じて決まります。
③家庭的保育事業等 家庭的な雰囲気のもとで、少人数でゆったりと保育します。一人ひとりの生活リズムや発達過程、心身の状態に応じたきめ細かな対応をします。家庭的保育者1人が最大5人まで保育を行う家庭的保育事業と、2人が最大10人まで保育を行う小規模保育事業（C型）があります。	対象年齢は施設ごとに異なります。						保護者の市町村民税額等に応じて決まります。
④事業所内保育事業（地域枠） 事業所が設けている従業員のお子さんのための保育施設には、地域の保育を必要とするお子さんを受け入れている施設もあります。定員20人以上の保育所型と、定員19人以下の小規模型があり、さらに小規模型には保育従事者の全員が有資格者のA型と、1/2以上が有資格者のB型があります。	対象年齢は施設ごとに異なります。 地域枠のお子さんは2歳児までの保育となります。						地域枠のお子さんについては、保護者の市町村民税額等に応じて決まります。
⑤居宅訪問型保育事業 障害や疾病等により個別のケアが必要なため、集団保育が著しく困難と認められるお子さんを、保護者の自宅において1対1で保育を行います。	満3歳の誕生日を経過する年度末以後も引き続き集団保育が困難であれば、継続利用可能です。						保護者の市町村民税額等に応じて決まります。
⑥認定こども園 幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。3歳未満児へは保育を、3歳以上児へは保護者の保育の必要性の有無にかかわらず、教育・保育を提供します。	対象年齢は施設ごとに異なります。 預かり保育は1号認定を受けたお子さんが利用できます。						保護者の市町村民税額等に応じて決まります。（3歳以上児クラスは無償です。※1号認定を受けたお子さんは満3歳から無償です。） 施設によっては教育・保育の質の向上に充てる費用や遠足代等の実費が必要な場合があります。
⑦幼稚園 さまざまな遊びを中心とした教育を受け、小学校以降の生活や学習の基盤を培うことができる「学校」です。 従来の制度のままの施設と、子ども・子育て支援新制度へ移行した施設があります。 ※施設へ直接お申込み	一部の施設は満3歳から利用できます。						従来制度の園 ⇒満3歳から月額25,700円まで無償です。 新制度の園 ⇒満3歳から無償です。 施設によっては教育・保育の質の向上に充てる費用や遠足代等の実費が必要な場合があります。
⑧預かり保育 私立幼稚園と認定こども園で、教育時間の前後や夏休み中などに実施しています。利用料金・時間は施設ごとに設定されていますので、各施設にお問い合わせください。（認定こども園については、1号認定を受けたお子さんが対象です。1号認定については13ページをご覧ください。） 利用一例 ① 7:30 登園 ↓ ② 9:00 ↓ 園の教育時間 ③ 14:00 ↓ ④ 18:30 降園 預かり保育① 預かり保育②							
⑨一時預かり事業 就労、パート勤務、傷病、冠婚葬祭、その他私的理由などにより一時的に保育ができないときに、保育施設等でお子さんをお預かりします。 ※施設へ直接お申込み	概ね生後4か月から（施設により異なります）。 原則として、保育施設等の入所の対象とならない仙台市内に居住している健康な児童が対象です。						○利用料（日額） 3歳未満児：2,400円 3歳以上児：1,200円 ※半日利用の場合は、半額になります。 ※生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯は無償となります。 ○給食費 300円

※ 保育所や認定こども園（保育所部分）を利用する3歳以上児の保育料無償化は、3歳の誕生日を迎えた日の次の4月1日から適用となります（満年齢ではありません）。

8. 多様な保育サービス

制度の詳細や実施施設等については、仙台市ホームページで紹介しておりますので、ぜひご覧ください。

○ 期間限定保育

仙台市では、新設保育施設等で定員に満たない5歳児等の保育室を利用して、2年間の期間限定で保育を行う「期間限定保育」を実施しています。

対象は1歳児または2歳児クラスの利用を希望する児童で、実施施設及び保育利用期間については、仙台市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.sendai.jp/nintechosa/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/hoikujo/oshirase/kikangenteihoiku.html>



○ 保育所・認定こども園における一時預かり

保護者が、パート勤務、傷病、冠婚葬祭、その他私的理由などにより、一時的にお子さんの保育ができないとき、また就労などにより月64時間以上お子さんの保育ができないときに、以下の実施施設でお子さんをお預かりします。

定員や空き状況等、詳しくは各施設に直接お問い合わせください。

<https://www.city.sendai.jp/kodomo-kankyosebi/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/azukari/azukari/hoikujonado.html>



○ 企業主導型保育事業

多様な働き方に対応した企業主導の保育サービス等を提供する事業です。

自社等の従業員のお子さんを預かる施設ですが、地域枠を設定している施設については、従業員に限らず、地域にお住まいの方のお子さんをお預かりしています。

定員や空き状況等、詳しくは各施設に直接お問い合わせください。

<https://www.city.sendai.jp/kodomo-kankyosebi/kigyosyudogata.html>



○ 休日保育

保護者が就労、傷病などにより、日曜日・祝日などに保育を必要とする場合、保育施設等でお子さんをお預かりします。

<https://www.city.sendai.jp/kodomo-kankyosebi/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/hoikujo/hoikujo/kyujitsu.html>



○ 幼稚園2歳児受入れ推進事業

保護者の就労等で保育が必要な2歳児（3号認定を受けた2歳児）を対象に、市内の私立幼稚園で、保育士資格などを有する職員がお子さんをお預かりします。

なお、利用途中における3歳の誕生日以降は、満3歳児として幼稚園に入園することができます。

<https://www.city.sendai.jp/kyufu/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/nisaiji/nisaiji.html>



○ 仙台すくすくサポート事業

お子さんを預かってほしい方（利用会員）とお子さんを預かることができる方（協会員）が相互の信頼関係のもとに行う子育て支援活動で、仙台市が運営する事業です。仙台すくすくサポート事業事務局へお申込みが必要です。

<https://www.city.sendai.jp/kodomo-chiiki/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/azukari/shien/support/index.html>



○ 特別支援保育（プラス支援保育）

保育が必要な心身の障害のあるお子さんや医療的ケアを必要とするお子さん、行動面等で配慮が必要なお子さんなど、一定の特別な支援が必要なお子さんをお預かりする特別支援保育（プラス支援保育）を実施しております。

<https://www.city.sendai.jp/une/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/shogai/hoiku/shogaiji.html>



○ こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

保護者の保育の必要性を問わず、お子さんを保育施設等に通わせることができる制度です。実施施設及び利用の詳細については、仙台市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.sendai.jp/kodomo-kankyosebi/kodomodaredemo/r7.html>



◎ その他様々な子育て支援についても紹介しております。

<https://www.city.sendai.jp/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/azukeru/index.html>

9. 教育・保育給付認定等について

（１）認定の種類

保育施設等を利用するには、教育・保育給付認定を受ける必要があります。

認定は、お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって以下の区分に分かれており、2号認定または3号認定を受けた方が保育施設等を利用できます。

認定の種類	区分		
◇教育・保育給付認定 (利用のための認定)	1号認定 (満3歳以上 保育の必要性なし)	2号認定 (満3歳以上 保育の必要性あり)	3号認定 (満3歳未満 保育の必要性あり)

※ 従来制度幼稚園への入園や、幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育等の無償化に際しては、施設等利用給付認定（上記とは別の認定）を受ける必要があります。詳細は仙台市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.sendai.jp/nintechosa/mushouka.html>



（２）保育の必要性の事由について

2号認定又は3号認定を受けるには、保育の必要性が要件となり、下表にある事由及び内容を満たす必要があります。

※ 教育・保育給付認定期間が満了した場合や、保育の必要性の事由及び内容を満たさなくなった場合は、保育施設等を利用することができません。引き続き保育施設等を利用するには、新たに保育の必要性の事由及び内容を満たし、2号認定又は3号認定を受ける必要があります。

	事由	内 容
1	就労	1か月に64時間以上就労している場合（自営業、夜間勤務、内職等を含む） ※ 休憩時間を除いた時間となります。 ※ 育児休業中の場合、 保育施設等の利用開始日の2か月後までに復職する場合のみ対象 となります（復職の予定がない場合、原則、申込みはできません）。 ※ 育児休業期間における利用継続承認を受けている場合は、復職日にご注意ください。 ※ 無収入で就労と認められない場合は対象になりません（例 ボランティア活動、自家消費のための農業、町内会の役員など）。
2	妊娠・出産	妊娠中又は出産後間がなく、兄姉の保育が困難な場合 ※ 認定期間は、出産予定日の8週前に応ずる日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。ただし、多胎児の場合は出産予定日の14週前に応ずる日から認定することができます。 ※ 上記期間中に就労している、又は就労予定がある場合はお申し出ください。
3	疾病・障害	病気、けが、障害を有しており、保育が困難な場合
4	介護・看護	1か月に64時間以上家庭内の親族を介護・看護している場合
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
6	求職活動	求職活動中である場合 ※ 認定期間は認定開始日から90日又は3か月のうち短い期間を経過する月の末日までです。
7	就学	1か月に64時間以上就学している場合（学生、職業訓練などのうち通学を要するもの） ※ 通信制の場合は基本的に該当しませんが、就学先発行のカリキュラム等により時間的な拘束性があることを確認できる場合は要件に該当する場合がありますので、区役所保育給付課等にご相談ください。
8	その他	上記に類する事由により、どうしてもお子さんの保育ができない場合

(3) 保育の必要量（利用できる時間）

各家庭における保育を必要とする時間数や通勤時間等により、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の2種類に区分されます（保育標準時間の目安は、月120時間以上の就労や、妊娠・出産等の場合です）。また、各保育施設等の保育利用時間帯については「令和8年度仙台市保育利用対象施設等一覧」で確認できます。

【利用時間の考え方】※記載時間は公立保育所の場合の例です。設定時間は各保育施設等により異なります。

(例) 7:158:3016:3018:1519:15

保育短時間
認定の場合

延長保育

保育短時間利用（最大で 8 時間）

延長保育

←(A)→

←保育短時間の利用可能時間帯→

←(A)→

←(B)→

保育標準時間
認定の場合

保育標準時間利用（最大で 11 時間）

延長保育

←

←保育標準時間の利用可能時間帯→

←(B)→

←

開所時間

→

※ 保育標準時間と保育短時間の利用者負担額（保育料）については、別紙「令和8年度教育・保育給付認定における利用者負担額等（月額）」で確認できます。

※ 保育短時間認定の方が保育標準時間の時間帯まで利用される場合の延長保育料（A）と、保育標準時間の時間帯を超えて利用される場合の延長保育料（B）では料金が異なります。それぞれの延長保育料の金額については各保育施設等にお問い合わせください。

※ 延長保育料は、利用者負担額軽減制度及び幼児教育・保育の無償化の対象とはなりません。

※ 保育標準時間と保育短時間の切り替えについては、「教育・保育給付認定変更申請書 兼 家庭状況等変更届」を、切り替え希望月の前月20日（土日祝日の場合は前開庁日）までにご提出ください。

10. 保育施設等での生活について

● 保育施設等の利用時間について

保育施設等の利用に際しては、保護者の就労（通勤や残業の時間を含みます。）や疾病等の実態をふまえ、保育を必要とする時間帯にお子さんをお預かりすることが原則となります。

送迎時間については、利用開始前に保育施設等とご相談いただくことになります。

● 通常保育に慣れるまで（ならし保育）

保育施設等は集団生活の場です。集団生活に入ること子ども達にとって生活環境の変化は、身体的、精神的に大きな影響を与えることとなります。そのため、利用初日から通常（最大時間での）保育は難しい場合もあり、お子さんの状況に合わせて少しずつ保育時間を延ばしていくことが望ましいため、詳しくは保育施設等へご相談ください。なお、ならし保育期間中も保育料は通常どおり発生します。

● クラス編成

クラス編成は各保育施設等で決定します。年齢別とは限らず、混合クラスの場合もあります。

11. 申込みに必要な書類

(1) 全員提出が必要な書類

① 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書

② 家庭状況等申告書

③ マイナンバー（個人番号）記入用紙

④ 保育を必要とすることを証明する書類（以下のいずれか該当するもの）

※ 本市がマイナンバーを使用し、本市担当課や他自治体関係機関等へ情報照会を行うことにより、添付が不要となる書類があります。詳細は「教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書」の3ページをご確認ください。



保育の必要性の事由		必要書類
就労	企業等にお勤めの方	ア. 就労証明書
	自営業の方	ア. 保育を必要とすることの申告書（証明書） イ. 以下いずれかの書類の写し a. 開業している場合 事業の実態が客観的にわかる書類（開業から3か月以内の場合は、個人事業の開業届や営業許可書（証）等も可。） b. 開業予定の場合 開業予定であることを証明する書類 ウ. （専従者の場合のみ）以下いずれかの書類の写し 専従者であることがわかる書類（上記イの書類で専従者として従事していることが確認できる場合は不要。） ※ イ、ウについて、詳細は4ページもご参照ください。
	内職をしている方	ア. 保育を必要とすることの申告書（証明書）
妊娠・出産		ア. 母子健康手帳の写し（母の氏名・出産予定日の記載箇所）
疾病・障害		ア. 以下いずれかの書類の写し 診断書（家庭での保育が困難である旨が明記されているもの）、 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等
介護・看護		ア. 保育を必要とすることの申告書（証明書） イ. 以下いずれかの書類の写し 診断書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、 介護保険被保険者証等、介護・看護が必要であるとわかる書類
求職活動		ア. 保育を必要とすることの申告書（証明書）
就学		ア. 保育を必要とすることの申告書（証明書） イ. 在学証明書等 ウ. （通信制でカリキュラム等が定まっている場合のみ） 就学先発行の時間的な拘束性があることを確認できる書類
その他どうしてもお子さんの保育ができない場合		ア. 状況が確認できる書類 ※事前に区役所保育給付課等にご相談ください。

（２）ご家庭の状況に応じて必要な書類

上記（１）に記載している書類の他、ご家庭の状況に応じて提出が必要な書類があります。詳細は「教育・保育給付認定申請書兼保育施設等利用申込書」の３・４ページをご確認ください。

- ① ひとり親世帯の方（父母が離婚かつ別居している、死別、未婚等）
 児童扶養手当証書、戸籍の全部事項証明書等ひとり親であることを証明する書類
- ② 生活保護受給中の方
 生活保護証明書
- ③ 仙台市から市民税の決定を受けていない方（同居の祖父母を含む）
 ア. 令和７年１月１日時点の住所が仙台市外の場合
 令和７年度（令和６年分）市県民税課税証明書、市民税・県民税特別徴収税額の通知書等
 イ. 令和８年１月１日時点の住所が仙台市外の場合
 令和８年度（令和７年分）市県民税課税証明書、市民税・県民税特別徴収税額の通知書等
 ※ 上記「イ」については、令和８年６月以降にご提出ください。
- ④ 保育施設等利用希望児童が認可外保育施設等を利用している場合
 在園・通所証明書、利用契約書の写し等
- ⑤ 保護者が保育士又は保育教諭であり、宮城県内の認可保育施設等や企業主導型保育事業、若しくは仙台市から助成を受けている認可外保育施設等で勤務している場合
 保育士証、保健師免許、看護師免許等
- ⑥ 障害者手帳等の交付を受けた方と同居している場合
 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特別児童扶養手当受給証明書等
- ⑦ 保育施設等利用希望児童の兄姉が、従来制度幼稚園や企業主導型保育事業を利用、または児童発達支援等を受けている場合
 在園証明書等、在園していることを証明する書類

12. 利用保育施設等の調整（利用調整）における優先基準

保育を必要とする程度や家庭の状況等を以下の基準に基づいて指数化します。各保育施設等に対して受入できる人数を超える申込みがあった場合は、下記指数の合計が高いお子さんから優先的に利用保育施設等を案内できるよう調整します。

（１）保育利用の優先順位に関する基準指数

父母の保育を必要とする状況を、その頻度や時間等に応じて指数化したものです。基準指数は児童の父母それぞれについて10点を上限として計算します。

保 護 者 の 状 況					基準指数	
被 雇 用 者	※ 休憩時間を除き、 月 64 時間以上就労 していることが要 件となります。	週 5 日 以 上 就 労 (不規則の場合は月 20 日以上)	1 日 の 就労時間	7 時間以上	10	
				6 時間以上	9	
				5 時間以上	8	
				4 時間以上	7	
				4 時間未満	6	
		週 4 日 就 労 (不規則の場合は月 16 日以上)	1 日 の 就労時間	7 時間以上	8	
				6 時間以上	7	
				5 時間以上	6	
				4 時間以上	5	
		週 3 日 以 下 就 労 (不規則の場合は月 15 日以下)	1 日 の 就労時間	7 時間以上	6	
	6 時間以上			5		
月 64 時間以上就労しているが、1 日の就労時間が上記に満たない				4		
自 営 業	※ 休憩時間 を除き、 月 64 時 間以上就 労してい ることが 要件とな ります。	週 5 日 以 上 就 労 (不規則の場合は月 20 日以上)	1 日 の 就労時間	7 時間以上	9	
				6 時間以上	8	
				5 時間以上	7	
				4 時間以上	6	
				4 時間未満	5	
		週 4 日 就 労 (不規則の場合は月 16 日以上)	1 日 の 就労時間	7 時間以上	7	
				6 時間以上	6	
				5 時間以上	5	
		週 3 日 以 下 就 労 (不規則の場合は月 15 日以下)	1 日 の 就労時間	7 時間以上	5	
				月 64 時間以上就労しているが、1 日の就労時間が上記に満たない		
	専 従 者 (注 1)	週 5 日 以 上 就 労 (不規則の場合は月 20 日以上)	1 日 の 就労時間	7 時間以上	8	
				6 時間以上	7	
				5 時間以上	6	
				4 時間以上	5	
		週 4 日 就 労 (不規則の場合は月 16 日以上)	1 日 の 就労時間	7 時間以上	6	
				6 時間以上	5	
		月 64 時間以上就労しているが、就労日数又は 1 日の就労時間が上 記に満たない				4
		加 点 (注 2)	常時危険物（大型機械・劇薬・火気・刃物等）を取り扱うなど、 就労形態上、就労時間中の保育ができない場合			
	事業所が居宅と同じ敷地内又は隣接地でない場所にある場合 (外勤等も含む)				1	
内 職 （平均月収が 5 万円を超える場合は、自営業の専従者の項目を適用します） ※ 月 64 時間以上従事していることが要件となります。					4	

保 護 者 の 状 況				基準指数
出 産 (注3)		(出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)における応当日から、 出産日(出産前の申込みの場合は、出産予定日)から起算して8週間を経過 する日の翌日が属する月の末日までの期間)		8
疾 病 等	入 院	1 か月以上		10
		2 週間を超え、1 か月未満		8
	通 院	週 4 日以上		6
	自 宅 療 養	常時伏臥、感染症等		10
		上記以外で日常生活に著しく支障があり、他者の介助が必要な場合		8
		一般療養(運動、外出等が制限されているが、身の回りのことは自 分のできる場合)		6
	障 害	介護を要する(概ね1、2級又はA判定程度)		10
		保育に支障がある(概ね3級又はB判定程度)		7
		上記以外で必要と思われるもの(4級以下)		4
自宅看護・介護、 通院、施設通所、入院の付添い ※ 月 64 時間以上従事している ことが要件となります。		週 5 日 以 上	1 日の所要時間が7 時間以上	10
			1 日の所要時間が4 時間以上	7
		週 4 日 以 下	1 日の所要時間が7 時間以上	8
			1 日の所要時間が4 時間以上	5
		月 64 時間以上の看護・介護を行っているが、1 日の従 事時間が上記に満たない		4
災害等(火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育ができない場合)				10
求職中				3
学校、職業訓練 学校等への通学 ※ 月 64 時間以上就 学していることが 要件となります。	週 5 日 以 上 就 学 (不規則の場合は月 20 日以上)	1 日 の 就学時間	7 時間以上	9
			6 時間以上	8
			5 時間以上	7
			4 時間以上	6
			4 時間未満	5
	週 4 日 就 学 (不規則の場合は月 16 日以上)	1 日 の 就学時間	7 時間以上	7
			6 時間以上	6
			5 時間以上	5
	週 3 日 以 下 就 学 (不規則の場合は月 15 日以下)	1 日 の 就学時間	7 時間以上	5
	月 64 時間以上就学しているが、1 日の就学時間が上記に満たない		4	
親不在(死亡、離婚、単身赴任、行方不明、拘禁等)				10
その他(上記各項目に類する状況と認められる場合)				3～10

注1：父母が同一経営の自営業の場合は、1人を専従者とみなします。

注2：自営業者の就労形態等により加点します。ただし、加点後の指数は、被雇用者の就労日数及び就労時間に対する基準指数を限度とします。

注3：産前休暇の取得が可能な期間中に就労している、又は就労する予定がある場合や、産後休暇直後に職場復帰する場合は、就労で認定をしますので、就労証明書等を提出してください。

※ 就労時間等が不規則な場合は、その平均を基本とします。

※ 就労や就学など二つ以上の要件に該当する場合(妊娠・出産、疾病等、求職活動は除く)やダブルワークの場合に、それぞれの日数・時間数を合算して基準指数を計算できる場合があります。詳しくは区役所保育給付課等へご相談ください。

(2) 児童の家庭の状況等に関する調整指数

児童の家庭の経済状況や保育支援状況等に応じ、基準指数に加算・減算するための指数です。

児 童 の 家 庭 の 状 況 等		調整指数
低所得世帯 (注1)	(1) 生活保護受給世帯又は市町村民税非課税世帯(※)	2
	(2) 経済的に特に困窮していると認められる世帯(注2)	4
(3) 保育の必要な児童と同居している65歳未満の祖父母が保育に協力可能な場合		－1
(4) ひとり親(母子家庭、父子家庭、又はそれに類する場合)		3
多子世帯	(5) 申込締切日時点における利用希望日に、兄弟姉妹が仙台市内の保育施設等(注3)又は事業所内保育事業の従業員枠を利用している又は利用を同時申込している場合(※)	3
	(6) 育児休業取得のため、仙台市内の保育施設等を退所した児童の再申込	4
	兄弟姉妹同施設利用促進加算調整(注4) ※4月1日付利用開始に係る1次利用調整時のみ	2
	(7) 申込児童が多胎児である場合	2
	(8) 申込締切日時点において兄弟姉妹が仙台市内の保育施設等又は事業所内保育事業の従業員枠を利用しており、当該施設等のみへの移行を申込みしている場合	1
(9) 主たる生計維持者である保護者(注5)が、倒産やリストラによる失職・離婚・死別等の事由により日々求職活動をしている場合(事由発生日から6か月以内)		2
(10) 新規申込をする児童の保護者が利用開始日時点において宮城県内の認可保育施設等又は企業主導型保育事業若しくは仙台市から運営費等の助成を受けている認可外保育施設で保育士(設備・運営基準上、保育士としてみなすことが認められる保健師・看護師・准看護師を含む)又は保育教諭として勤務している世帯(注6)		3
(11) 3歳未満児専用保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、又は事業所内保育事業(地域枠)の卒園児が、3歳に到達した年度の次の4月1日から引き続き保育利用の申込みをする場合(注7)		10
(12) 虐待のおそれがあるなど社会的養護が必要である等、特別な事情により加算調整が必要と認められる場合(注8)		1～20

※ (1) 及び (2) に該当する場合は (2) の調整指数、(5) 及び (6) に該当する場合は (6) の調整指数を適用します。

注1：世帯には、住民票上の分離に関わらず、同じ家屋に居住している祖父母等を含みます。

注2：(1) 及び (9) に該当する場合を指します。

注3：幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)、一時預かり、認可外保育施設(企業主導型保育事業を含む)、乳児等通園支援事業は含まれません。

注4：兄弟姉妹同施設利用促進加算調整

4月1日付利用開始に係る1次利用調整時に、基準指数や調整指数等に基づく利用調整(当初調整)により保育施設等の利用が見込まれる児童(*1)を判定した後、その児童のうち多子世帯の児童(*2)に対して、希望がより優先されるよう、さらに兄弟姉妹同施設利用促進加算調整(2点)を行い、再度利用調整を実施します。

※ この調整は、多子世帯の負担軽減の観点から、当初調整後に、できるだけ兄弟姉妹が同じ施設に案内できるよう、多子世帯の児童の優先度を高めるものですが、他に優先順位の高い児童がいる場合など、必ずしも同施設利用となるものではありません。

(*1)：新規申込者のうち入所内定となる児童、又は移行申込をしている児童

(*2)：(5) に該当する児童又は(6) に該当する児童のうち(5) にも該当する児童

注5：ひとり親世帯の保護者又は一方の保護者が被扶養者(控除対象配偶者等)である世帯における他方の保護者。

注6：移行申込は該当しません。父母ともに要件を満たす場合でも、調整指数は3点が上限となります。

注7：「令和8年度仙台市保育利用対象施設等一覧」に記載している保育利用対象施設等に限ります。

注8：里親委託が行われている場合も含みます。

(3) 指数同点の場合の利用調整順位

基準指数と調整指数との合計が同点となった場合に、優先順位を判定するための基準です。

1	調整指数(5)に該当する場合
2	基準指数の合計が高い場合
3	調整指数における「低所得世帯」への加算が適用される場合（加算が4点の世帯はさらに優先）
4	両親又はその一方が単身赴任等で不在の世帯（調整指数における、「ひとり親」の加算が適用される世帯を除く）
5	申込締切日において、申込児童を「仙台市内の保育施設等」以外（注1）へ、有償で預けている場合（幼児教育・保育の無償化の対象となっている場合も含む）（注2）
6	同一年度内の利用調整において、利用の案内を受けた希望保育施設等の利用を辞退したことがない場合（家庭状況の変化等のやむを得ない事情による辞退を除く）
7	世帯の合計所得金額が低い場合（注3）

注1：「仙台市内の保育施設等」以外とは、幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）、事業所内保育事業（従業員枠）、一時預かり（継続的利用保育）、認可外保育施設、仙台市外の保育施設等のことです。

※ これらの施設を利用中の場合で、利用料が無償となる生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯も対象となります。

注2：在園・通所証明書又は利用契約書等証明資料の提出が必要です。また、申込締切日を含む1か月以上の利用期間があることが条件となります。

注3：世帯には、住民票上の分離に関わらず、同じ家屋に居住している祖父母等を含みます。
世帯の合計所得金額が確認できない場合、この項目における調整順位は下位となります。

13. 保育施設等の退所について

保育施設等の利用開始後、保育施設等を利用することができなくなる場合があります。

【利用することができなくなる場合の例】

● 転出する場合

仙台市内に居住していることは、市内の保育施設等を利用するための要件の1つとなります。

● 保育を必要とする事由及び内容を満たさなくなった場合

保育を必要とする事由に変更があった場合は、「教育・保育給付認定変更申請書 兼 家庭状況等変更届」とともに、変更内容を確認することのできる書類を速やかに利用中の保育施設等又は利用中の保育施設等が所在する区役所保育給付課等までご提出ください。

（保育を必要とする事由については、13ページの「(2) 保育の必要性の事由について」）

● 教育・保育給付認定期間が制限され満了した場合

求職活動中、出産、就学等を理由に保育施設等を利用する場合、認定期間が制限され、認定期間満了後は保育施設等を利用することができなくなります。継続して保育が必要になる場合は、認定期間満了1か月前頃までに保育を必要とすることを証明する書類（就労証明書等）をご提出ください。

● 2か月を超えて欠席する場合

保育所を利用中の場合は原則退所となります。認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業を利用中の場合でも退所をお願いすることがあります。



1 4. 利用者負担額（保育料や食材料費、延長保育料）

保育施設等を利用する際にお支払いいただく費用は、利用者負担額（保育料や食材料費（主食費・副食費）、延長保育料）と保育施設等ごとに個別に発生する費用があります。保育施設等ごとに個別に発生する費用については各保育施設等に直接お問い合わせください。

（１）利用者負担額（保育料）の決定方法

利用者負担額（保育料）は、原則として、児童の父母の市町村民税所得割額の合計額によって決定します。詳細は、別紙「令和８年度教育・保育給付認定における利用者負担額等（月額）」や仙台市ホームページ「保育施設等を利用する場合の利用者負担額について」をご覧ください。



https://www.city.sendai.jp/nintechosa/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/hoiku_ryo.html

- ・ 令和８年４～８月分の保育料は令和７年度（令和６年１月～１２月収入分）の市町村民税によって、令和８年９月～令和９年３月分の保育料は令和８年度（令和７年１月～１２月収入分）の市町村民税によって決定します。なお、保育料を決定する際の市町村民税の額は、配当控除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除等の適用を受ける前の金額となります。
- ・ 多子世帯やひとり親世帯等について、保育料を軽減する制度があります。
- ・ 欠席やならし保育等により保育を利用しない期間について保育料を減額することはできません。
- ・ 月の途中で入退所した場合の保育料は日割り計算となります。

※ 父母が非課税で、かつ、同居している祖父母等がお子さんを税法上扶養親族の対象にしている場合は、同居している祖父母等の市町村民税所得割額を合算します。二世帯住宅等で、生計を別にしてしている場合は、別居と同様の認定を受けることができる場合がありますので、区役所保育給付課等にご相談ください。

※ 税の未申告や必要書類の未提出等により市町村民税の課税状況が確認できない場合、保育料は最高階層の金額に決定します。その後、税の申告や必要書類の提出等により課税状況が確認できた場合、対象期間の保育料を遡って変更します。

（２）利用者負担額の納入について

保育料は、保育士等の人件費、保育施設等の管理費などに充てられています。また、０歳児から２歳児クラスのお子さんについては、保育料に主食費（ごはん・パン等）・副食費（おかず・おやつ等）が含まれます。３歳児クラス以上のお子さんについては、保育料は０円となりますが、主食費・副食費（※いずれも施設で定める額）をお支払いいただく必要があります。これらの費用を確保し、サービスの水準を維持するためにも、保育料等は必ず期限内に納入してください。

期限内に納入が無い場合、給料・預貯金・不動産等の財産について調査し、差押え等の処分を行うことがあります。保育料等を納期限までに納入しなかった場合は、法令に基づき、延滞した日数に応じた延滞金または遅延損害金を徴収します。

保育料等の納入先は以下のとおりです。

	保育料	食材料費 （主食費・副食費）	延長保育料
公立保育所	仙台市	仙台市	仙台市
私立保育所	仙台市	各保育施設等	各保育施設等
上記以外の 認可保育施設等	各保育施設等	各保育施設等	各保育施設等

納入先が「仙台市」の保育料等については、毎月の保育料は原則口座振替により納入していただきます（保育所入所決定後、口座振替登録用紙をお送りします）。保育料等の納入期限（口座振替日）は、各月の月末（土日祝日等の場合は金融機関の翌営業日）です。

納入先が「各保育施設等」の納入方法については、各保育施設等へお問い合わせください。

（３）利用者負担額の減免について

災害にあった場合、失業した場合（自己都合の退職を除く）、月途中で生活保護の受給開始となった場合、その他特別の理由により特に必要があると認められる場合には、保育料の減免を受けられる場合があります。詳細は区役所保育給付課等にお問い合わせください。

15. よくあるご質問

◆◆◆ 希望保育施設等について ◆◆◆

Q 1. 希望保育施設等はいくつまで記入することができますか？

A. いくつでも記入することができます。

ただし、利用の案内を受けた希望保育施設等の利用を辞退された場合は、対象年度内の利用調整における利用の優先度が低くなりますので、確実に利用（通園）できる保育施設等のみを記入してください。

Q 2. 保育所、認定こども園（保育所部分）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）の違いは何ですか？

A. 保育所、認定こども園（保育所部分）は小学校就学前まで（3歳未満児専用保育所を除く）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）は3歳に到達した年度の末日まで利用できます。【11 ページ参照】

それぞれの保育施設等に特色があり、保育内容も異なります。月額保育料は一律ですが、サービスの内容等に応じて追加で料金がかかる場合があります。詳しい内容を確認したい場合は、各保育施設等に見学・お問い合わせください。

Q 3. 見学はいつでも行うことができますか？

A. 保育施設等ごとに見学できる日（時間帯）は異なります。

保育内容や行事等により、見学のご案内をすることが困難な日（時間帯）があります。家庭的保育事業等以外の保育施設等の見学を希望される場合には、直接各保育施設等に見学できる日（時間帯）の確認を行ってください。家庭的保育事業等の見学を希望される場合には、該当施設が所在する区の区役所保育給付課等から施設の連絡先を確認し、見学できる日（時間帯）の確認を行ってください。日程によっては、他の見学者と同時にのご案内を行う場合があります。

Q 4. 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）、認可外保育施設、一時預かりを利用したいのですが、どのような手続きが必要となりますか？

A. 各施設へ直接お問い合わせください。

事前の申込みや登録が必要になる場合がありますので、利用希望日までに余裕を持ってお問い合わせください。

◆◆◆ 利用調整について ◆◆◆

Q 5. こどもが誕生日を迎えたのですが、利用調整での年齢は変わりますか？

A. 令和8年度利用調整は令和8年3月31日時点の年齢で行います。

空き枠や待機児童数の確認をする際はご注意ください。また、保育料も令和8年3月31日時点の年齢で決定します。なお、令和7年4月1日生まれのお子さんの令和8年度利用調整は1歳児クラス、令和7年4月2日以降に生まれたお子さんは、0歳児クラスで行います。

Q 6. 祖父母と同居している場合、利用調整において不利になりますか？

A. 優先度が低くなる場合があります。【18 ページ参照】

住民票上は世帯分離していても、同じ家屋に居住している65才未満（各利用開始希望日時点）の祖父母が保育に協力可能な場合（保育の必要性の事由（求職活動を除く）に該当しない場合）は調整指数が－1となります。また、世帯の合計所得の決定においては、年齢を問わず合算となります（各年の1月1日に仙台市外の市町村に住民登録があった場合は、市県民税（非）課税証明書等の提出が必要になります）。

Q 7. 申込みは一度行えば保育施設等の利用を開始できるまで有効となりますか？

A. 対象年度内（令和9年3月16日付入所利用調整まで）は有効となります。

対象年度内は利用開始希望日の利用調整で待機になったとしても、次回以降の利用調整（毎月1日付、16日付）の対象となり続けます。ただし、年度内に利用開始にならず、令和9年4月1日以降も利用申込の継続を希望される場合には、改めて申込みが必要になりますのでご注意ください。

◆◆◆ 提出書類について ◆◆◆

Q 8. 単身赴任中の保護者の書類提出は必要ですか？

A. 別居している場合でも必要となります。

利用の優先度に影響がありますので、就労証明書、家庭状況等申告書は単身赴任中であることがわかるように記載してください。また、各年の1月1日に仙台市外の市町村に住民登録があった場合は、市県民税（非）課税証明書等の提出が必要になります。詳しくは、令和8年度教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書の4ページ「5 利用調整及び利用者負担額（保育料）等決定のための書類（3）」をご覧ください。

Q 9. 申込み後に同居人や職業に変更があったのですが、どうすればよいですか？

A. 直ちに区役所保育給付課等に連絡のうえ証明書類をご提出ください。

同居人や就労状況等の変更は利用の優先度や保育料等に影響を及ぼす場合があります。連絡がなく後日判明した場合、内定等の決定を取り消すことや保育料等が遡って変更になることがあります。

Q10. 仕事に内定しているのですが、何か書類を提出した方が良いですか？

A. 就労証明書をご提出ください。

保育施設等の利用開始日時点で、1か月に64時間以上の就労を予定していることが就労証明書から確認できる場合は、就労と同様の認定を受けることができます（利用調整においても就労の基準指数が適用されます）。

Q11. 仕事をしていないと申込みをすることはできませんか？

A. 求職活動や疾病等を理由とした申込みもできます。【13ページ参照】

ただし、出産・求職活動・就学を理由として保育認定を受けた場合は、認定期間に制限がかかります。認定期間終了後も保育の利用継続を希望する場合は、認定期間内に引き続き保育が必要となることを証明する書類（就労証明書等）をご提出ください。ご提出がなければ、原則として退所となります。

Q12. 離婚を予定しているのですが、夫（妻）の就労証明書等の書類提出は必要ですか？

A. 必要になる場合があります。

既に別居されているのであれば、離婚協議についての弁護士との契約書や家庭裁判所の事件係属証明書（離婚調停）等を提出することで、保育料算定の一部及び利用調整上において、ひとり親と同等の取扱いを受けることができる場合があります。裁判所からの調停を証明する書類等が提出できない場合は、夫（妻）の就労証明書等の証明書類が必要になります。詳しくは区役所保育給付課等にご相談ください。

◆◆◆ 兄弟姉妹での申込みについて ◆◆◆

Q13. 現在保育施設等利用中のこどもがいます。下の子も上の子と同じ保育施設等を利用したいのですが、可能ですか？

A. 兄弟姉妹が仙台市内の保育施設等を利用している場合、調整指数で3点加点し優先しています。

また、4月1日付利用開始に係る1次利用調整に限り、保育施設等の利用が見込まれる場合にさらに2点加点します。加点の条件等は18ページをご覧ください。ただし、希望施設に空き枠がない場合等、ご希望に添えないこともあります。なお、認定こども園の幼稚園部分や一時預かりなどの他の保育サービスを活用し、同じ施設に通われている方もいらっしゃいます。

Q14. 現在保育施設等を利用中のこどもがおり、下の子を出産の予定です。下の子の育児休業を取得した場合、上の子は退所となりますか？

A. 申請により利用できる場合があります。

申請には、「保育施設等利用継続申請書（育児休業）」と「就労証明書（育児休業期間が明記されたもの）」の提出が必要となります。審査の結果、継続利用が認められた場合、原則として下のお子さんの1歳の誕生日の前日が属する月の末日まで利用ができます。また、下のお子さんが仙台市へ保育施設等の利用申込をした結果、1歳の誕生日時点で保育施設等の利用待機となった場合、申請により最大で6か月の延長（1歳6か月の誕生日時点でも利用待機となった場合は、さらに最大6か月の再延長）が認められる場合があります。

なお、審査により上のお子さんの継続利用が認められた場合であっても、継続利用期間中に下のお子さんが保育施設等に内定された場合は、期間満了日より前に復職が必要となることがあります（下のお子さんの利用開始日の2か月後または上のお子さんの利用継続承認期間満了日のうち短い方までに復職が必要です）。

Q15. 兄弟姉妹で申込みをして、上の子だけ保育施設等を利用できることになった場合は、下の子の預け先が決定するまで就労を開始しなくても構いませんか？

A. 就労を開始する必要があります。

上のお子さんだけが保育施設等を利用でき、下のお子さんの預け先が決まらない場合でも、育児休業中であれば利用開始日の2か月後までに復職、求職活動中であれば3か月以内に就労を開始する必要があります。

◆◆◆ その他 ◆◆◆

Q16. 保育施設等との面接ではどんなことが聞かれますか？

A. お子さんの発達・健康状況や家庭での様子についてお話を伺います。

また、お子さんの状態（発達面等）によって、保育施設等の利用がお子さんにとって適切ではないと判断されることや、安全にお預かりできる環境が整わない等の理由により、面接を受けた施設での受け入れが困難となる場合があります。この際、区役所保育給付課等より各機関への相談をおすすめすることがあります。

Q17. 市外に居住している場合も申込みはできますか？

A. 利用開始日までに市内に転入される場合は、申込みできます。

転入後に新しく同居される世帯員の確認資料も必要となる場合があります。また、就労証明書等は転入後の状況の確認がとれるものが有効となります。

Q18. 住んでいる区とは異なる区にある保育施設等の申込みはできますか？

A. 申込みできます。

1 枚の申込書に、お住まいの区と異なる区の保育施設等を含む複数の希望保育施設等を記入して構いません。ただし、申込書類の提出先は第 1 希望の保育施設等が所在する区の区役所保育給付課等となります。

Q19. 保育標準時間での認定はどんな場合に受けられますか？

A. 保護者のいずれもが月 120 時間以上就労をしている場合や、保育の必要性の事由が妊娠・出産、災害復旧等に該当する場合に受けられます。【14 ページ参照】

労働時間が月 120 時間未満でも通勤等による移動時間を含めると保育標準時間での利用が必要となる場合、また、就学など就労以外の事由でも、保育標準時間での保育の利用が必要と認められる場合は、保育標準時間での認定が受けられる場合があります。

Q20. 保育短（標準）時間認定で利用（申請）しているのですが、保育標準（短）時間認定に切り替えることはできますか？

A. 切り替えできます。ただし、保育標準時間での保育の利用が必要と認められる場合に限りです。申込みをした区役所保育給付課等にご相談ください。

利用開始後は、保育施設等又は区役所保育給付課等備え付けの「教育・保育給付認定変更申請書 兼 家庭状況等変更届」を提出してください。保育必要量の切り替えは前月 20 日（土日祝日の場合は前開庁日）までの申込みが必要となります。なお、就労証明書等の提出が必要となる場合があります。（例）5 月 1 日から保育必要量を変更したい場合、4 月 20 日までに申込みが必要です。

Q21. 3 号認定から 2 号認定に切り替わると翌月から保育料も変更になりますか？

A. 変更になりません。

3 号認定から 2 号認定の切り替えは満 3 歳になった時点（3 歳の誕生日の前日）で行いますが、保育料は令和 8 年 4 月のクラス年齢（令和 8 年 3 月 31 日時点の年齢）等によるので、3 号認定から 2 号認定の切り替えによって保育料を変更することはありません。ただし、認定こども園の 1 号認定から 2 号認定、2 号認定から 1 号認定のように教育利用と保育利用の変更や保育必要量（保育標準時間・保育短時間）を変更すると、保育料も変更する場合があります。また、9 月分から保育料算定に利用する市町村民税の課税年度が切り替わるので、その際にも保育料が変更になる場合があります。

Q22. 保育施設等ごとに個別に発生する費用とは具体的にどのようなものですか？

A. 食材料費（3 歳以上児のみ）、布団リース代、制服代、オムツ処理代などがあります。【20 ページ参照】

これらの費用については、保育施設等ごとに設定しているものです。どのような費用が発生するのか、希望する保育施設等にご確認ください。

16. お問い合わせ先

【申込手続き等のお問い合わせ先】

各区保育給付課保育係・支所保健福祉課保育給付係までお問い合わせください。

区	郵便番号・住所	電話番号	内線
青葉区役所	〒980-8701 仙台市青葉区上杉一丁目 5 番 1 号	(代)022-225-7211	6763
青葉区役所 宮城総合支所	〒989-3125 仙台市青葉区下愛子字観音堂 5 番地	(代)022-392-2111	5444
宮城野区役所	〒983-8601 仙台市宮城野区五輪二丁目 12 番 35 号	(代)022-291-2111	6763
若林区役所	〒984-8601 仙台市若林区保春院前丁 3 番地の 1	(代)022-282-1111	6763
太白区役所	〒982-8601 仙台市太白区長町南三丁目 1 番 15 号	(代)022-247-1111	6763
泉区役所	〒981-3189 仙台市泉区泉中央二丁目 1 番地の 1	(代)022-372-3111	6763

○ 申込先は第 1 希望の保育施設等が所在する区役所保育給付課等となります。

○ 居宅訪問型保育事業は、居住区の区役所保育給付課等へお申込みしていただいても構いません。

○ 先着順ではありませんが、余裕をもってお申込みください。

【発行元・制度全体のお問い合わせ先】

仙台市 こども若者局 認定給付課 認定調整係 Tel. 022-214-8655
〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目 5 番 12 号（上杉分庁舎 9 階）

17. 注意事項確認票

教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書は、このページに記載している注意事項に同意いただいたうえで提出いただきますので、内容を十分ご確認ください。また、申込み後や保育施設等の利用開始後に関わる事項もございますので、この保育施設等利用案内をお手元に保管いただき、必要に応じて内容をご確認ください（仙台市ホームページ上でも確認できます）。

入所申込における注意事項	
1	「教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書」は、保育施設等利用案内及び記入例をよく読み、保護者が漏れなく記入して提出してください。なお、兄弟姉妹が同時に申し込む場合は、児童1人につき1枚ずつ申込書の提出が必要となります。
2	必要書類は、申込締切日までに必ず提出してください。提出がない場合や、申込締切日を過ぎてから提出された場合、 <u>保育施設等の利用調整等に反映されません</u> 。
3	「希望する保育施設等」の欄には、希望の高い順に保育施設等の名称を記入してください。なお、希望保育施設等については事前に見学や問い合わせ等を行い、 <u>通園できるかどうか、保育施設等での生活・保育方針及び給食におけるアレルギーへの対応についてご確認のうえ、お申込みください</u> 。
4	点数による選考のため、必ずしも希望する保育施設等を利用できるとは限りません。また、一度の利用調整につきご案内可能な保育施設等は一施設のみとなります。
5	保育施設等利用開始日時点において、仙台市に住んでいる（仙台市に住民票があることを原則とします）必要があります。保育施設等を利用中に仙台市外へ転出した場合は、 <u>転出日をもって退所となります</u> 。
6	保育の必要性の事由の現況確認等のため、利用開始後も <u>保育の必要性を証明する書類の提出を求めます</u> 。
7	就労証明書等の内容について <u>就労先等に確認する場合があります</u> 。また、ご提出前に記入漏れや内容に誤りがないかご確認ください。
8	育児休業からの復職を理由に申込みをされる場合は、利用開始日の2か月後までに復職していただきます（兄弟がすでに入所中であり、保育施設等利用継続申請書（育児休業）が提出されている場合は、この限りではありません）。復職後は復職年月日が明記された就労証明書を提出してください。ご提出がない場合は <u>退所となります</u> 。また、 <u>申込時点で利用開始日の2か月後までに復職できないことがわかっている場合や復職する予定がない場合は、原則、申込みできません</u> 。
9	利用申込を取り下げる場合は、直ちに申込みした区役所保育給付課等にご連絡ください。利用の案内を受けた希望保育施設等の利用をやむを得ない理由なく辞退した場合は、 <u>待機通知は発行されません</u> 。また、その後の利用調整から令和9年3月16日付利用開始の利用調整まで <u>優先度が低くなります</u> のでご注意ください。
10	2か年度分の利用申込をし、年度途中での利用が決定し、年度途中から入所する場合は、翌年度の利用申込が取り下げになります。
11	提出書類の内容に虚偽があった場合や、申告内容に変更が生じたがその連絡がなかった等の場合は、 <u>「教育・保育給付認定」、「利用内定」、「入所承諾」、「利用者負担額（保育料）」等の決定を取り消し、退所していただくことがあります</u> 。
12	求職活動や出産等を認定事由として保育施設等を利用する場合、認定期間（保育施設等を利用できる期間）が制限されます。認定期間内に必要書類を提出されない場合は、認定期間の満了日をもって保育施設等は退所となります。また、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合も、保育施設等は退所となります。認定期間満了後も継続して保育施設等の利用が必要な場合は、期間満了の1か月前頃までに保育を必要とすることが確認できる書類を提出してください。
13	保育施設等の申込後や利用中に住所、就労状況、家庭状況等に変更があった場合には、直ちに <u>「教育・保育給付認定変更申請書 兼 家庭状況等変更届」</u> と必要書類を保育施設等（又は区役所保育給付課等）に提出してください。各種状況等の変更は利用の優先度や利用者負担額（保育料）等に影響を及ぼす場合があります。連絡がなく後日発覚した場合には、内定等の取り消しや利用者負担額（保育料）等が遡って変更になることがあります。
14	利用開始希望日が申請日から約1か月以上後の場合、審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第20条第6項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果の通知を延期する場合があります。
15	利用の優先基準及び利用者負担額（保育料）等の決定等にあたり、同一世帯者を含む <u>仙台市の市民税課税状況及び住民基本台帳を閲覧・確認</u> します。また、必要に応じて児童の保護者及び世帯員の他市町村における市町村民税課税状況等について調査します。
16	決定した利用者負担額（保育料）等や申込書の内容（家庭状況等申告書及び保育を必要とすることを証明する書類を含む）は、必要に応じて利用する（予定の）保育施設等に対し <u>提供します</u> 。
入所決定後の利用者負担額（保育料）等における注意事項	
17	利用者負担額（保育料）等は期限内に納入してください。特別な事情もなく期限内に納入されない場合、就労先や取引先金融機関に対して調査を行い、事前の予告なしに財産（預貯金・給与・生命保険等の債権や不動産）の差押を行う場合があります。
18	利用者負担額（保育料）等を納期限までに納入しなかった場合は、法令に基づき、延滞した日数に応じた延滞金または遅延損害金を徴収します。
19	納入先が仙台市の場合、利用者負担額（保育料）等は原則として口座振替により納入いただきます。
20	利用者負担額（保育料）等が増額変更となった場合、すでに納付頂いている金額との差額分を請求します。